二九四五の三、二九四六の二、二九四六六の五、二九四六七の一、二九四六七の二、二九四六八の一、二九四六八の二、二九四六九の二、二九四七五、二九四九一、二九四九三の一、二九四九七の三、二九五〇八の二、二九五〇九、二九五一〇、二九五二二、二九五二五、字蕪元二九八二七、二九八三〇、二九八四二、二九八四三、二九八四四の二、二九八五〇、二九八五四、二九八八四、二九八九一、二九八九六、二九八九八、二九九〇一、二九九〇二、二九九一〇の二、二九九一二、二九九三〇、字笹元二九九三四の三、二九九四一、二九九五七、二九九六五、三〇〇二八の一、三〇〇九七六の一、三〇〇七七、三〇〇八八、三〇〇九四の一、三〇〇九四の二、三〇〇九七、三〇〇九八、三〇一〇一の二、三〇一〇六、三〇一〇九の一、三〇一〇九の二、三〇一一〇の二、三〇一二一の二、三〇一三九の一、三〇一四二の一、三〇一四三、三〇一四五から三〇一四七まで、三〇一五二、三〇一五九、三〇一六三、三〇一六五、三〇一六六、三〇一七〇の二、三〇一八二、三〇一八五、三〇一八八から三〇一九〇まで、三〇一九二、三〇一九三、三〇二〇二、三〇二〇三、三〇二〇五の二、三〇二〇六、三〇二一一の一、三〇二一一の二、三〇二一一の四、三〇二一一の五、三〇二一一の七から三〇二一一の九まで、三〇二一二、三〇二一五、三〇二一八、三〇二三一、三〇二三二、三〇二三七、三〇二四二、三〇二四九、三〇二五二、三〇二五三、字蕨原三〇二五五、三〇二五九、三〇二六一、三〇二六五の一から三〇二六五の三まで、三〇二八〇の一、三〇二八〇の二、三〇二八一の一、三〇二八一の二、三〇二八二の一、三〇二八七の一、三〇二八七の二、三〇二八八、三〇二九一の一、三〇二九一の二、三〇二九四、三〇二九七、三〇三〇五、三〇三一〇九、三〇三一五の一、三〇三一七、三〇三一八の一から三〇三一八の四まで、三〇三一九の二、三〇三六〇、三〇三六二の一、三〇三六四、三〇三六七の一、三〇三八二、三〇三八四、三〇三八五、字辰石三〇三九六、三〇三九七の二、三〇四八七の一、三〇四九二の一、三〇四九三の一、三〇四九四の一、三〇四九五の一、三〇五〇〇の一、三〇五〇二、三〇五〇四、三〇五〇五、三〇五〇七、三〇五一〇の一、三〇五一〇の二、三〇五一一の一、三〇五一二の一、三〇五一五、三〇五三二の二、字丸葉山三〇六〇四の一〇、三〇六〇九の一、三〇六〇九の三、三〇六一六の一、三〇六一六の二、三〇六二〇の二、三〇六二二の一から三〇六二二の五まで、三〇六二三の二、三〇六二四、三〇六二五の一、三〇六二五の二、三〇六二九

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町厳木字上大谷一三三五、一三三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一三三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町伊岐佐字臼木々場丙一四四〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町千束字本川内二三三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町千束字本川内二二五八の三六、二二五八の三七、二二五八の四〇、二三六六の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字平田一八の五、一八の七、字戌亥ヶ蔵二五、六五の二四から六五の二六まで、六六、字勝羅木一四三の二、一四四の二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。